

市町村立小中学校教職員に係る扶養手当認定後の現況確認について

対象受検機関：教育庁学校総務サービス課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																												
<p>1 扶養手当の支給について</p> <p>(1) 扶養親族の範囲 (職員の給与に関する条例第13条第2項) 下記の者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者</p> <p>ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)</p> <p>イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>ウ 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>エ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>オ 身体又は精神に著しい障がいのある者(親族でなくても扶養親族として差し支えない)</p> <p>(2) 扶養親族とすることができない者 (職員の扶養手当に関する規則第3条第2項)</p> <p>ア 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</p> <p>イ 所得の年額が130万円程度以上である者</p> <p>ウ 身体又は精神に著しい障がいがある者の場合は、ア・イによる者のほか終身労務に服することができない程度でない者(将来、労務に服する見込みのある者)</p> <p>(3) 扶養手当支給額 (職員の給与に関する条例第13条第3項・第4項)</p> <table border="1" data-bbox="299 1320 1020 1816"> <thead> <tr> <th>扶養手当対象</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 配偶者</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>イ 扶養親族</td> <td>6,500円 (ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)</td> </tr> <tr> <td>ウ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当の月額が1人につき(弟妹及び孫は除く)</td> <td>5,000円加算</td> </tr> </tbody> </table>	扶養手当対象	金額	ア 配偶者	13,800円	イ 扶養親族	6,500円 (ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)	ウ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当の月額が1人につき(弟妹及び孫は除く)	5,000円加算	<p>1 市町村立小中学校の扶養手当受給資格に関する現況確認の状況 市町村立小学校における事務を確認したところ、当初の扶養親族届提出時及び内容に変更があった場合の変更届提出の際に、その根拠資料を提出させるようにしているが、定期的に学生証の確認や所得証明の提出など現況を調査することはしていない。</p> <p>2 平成27年度における扶養手当の過払い事例 平成27年度の状況をサンプル調査したところ、下記のとおり扶養親族の収入が限度額を超過しているにもかかわらず支給を続け、後日戻入された事例があった。</p> <table border="1" data-bbox="1163 753 2344 1556"> <thead> <tr> <th>起案日</th> <th>手当支給期間</th> <th>返納金額</th> <th>市教育委員会への誤認定報告日</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月10日</td> <td>平成26年10月～平成27年3月分</td> <td>66,000円</td> <td>平成27年12月21日</td> <td>平成26年10月より遺族年金受給により所得超過するも認定取り消し遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月17日</td> <td>平成26年10月～平成27年3月分</td> <td>96,000円</td> <td>平成27年12月22日</td> <td>満22歳に満たない職員の子が雇用され収入を得ていたが届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月24日</td> <td>平成26年7月～平成27年3月</td> <td>124,200円</td> <td>平成27年6月5日</td> <td>平成26年7月1日より配偶者の就職により所得超過するも届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～5月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) ◎ 府職員における扶養手当認定後の現況確認方法 府職員の扶養手当については、「扶養手当受給資格確認調査実施要領」に基づき、2年間で全職員の現況確認ができる仕組みとなっている。その目的は扶養手当の支給を受けている職員が、引き続き支給要件を具備しているかどうかを確認し、制度運営の適正化を図ること</p>	起案日	手当支給期間	返納金額	市教育委員会への誤認定報告日	事由	平成28年3月10日	平成26年10月～平成27年3月分	66,000円	平成27年12月21日	平成26年10月より遺族年金受給により所得超過するも認定取り消し遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)	平成28年2月17日	平成26年10月～平成27年3月分	96,000円	平成27年12月22日	満22歳に満たない職員の子が雇用され収入を得ていたが届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)	平成27年7月24日	平成26年7月～平成27年3月	124,200円	平成27年6月5日	平成26年7月1日より配偶者の就職により所得超過するも届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～5月)	<p>府職員及び府立学校教職員については、2年間で全員の現況確認を実施していることを踏まえ、市町村立小中学校等に対しても、扶養手当受給資格の確認調査の実施を指導されたい。</p>
扶養手当対象	金額																													
ア 配偶者	13,800円																													
イ 扶養親族	6,500円 (ただし、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)																													
ウ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当の月額が1人につき(弟妹及び孫は除く)	5,000円加算																													
起案日	手当支給期間	返納金額	市教育委員会への誤認定報告日	事由																										
平成28年3月10日	平成26年10月～平成27年3月分	66,000円	平成27年12月21日	平成26年10月より遺族年金受給により所得超過するも認定取り消し遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)																										
平成28年2月17日	平成26年10月～平成27年3月分	96,000円	平成27年12月22日	満22歳に満たない職員の子が雇用され収入を得ていたが届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～11月)																										
平成27年7月24日	平成26年7月～平成27年3月	124,200円	平成27年6月5日	平成26年7月1日より配偶者の就職により所得超過するも届出遅れ。 (現年度分 平成27年4月～5月)																										

<p>2 扶養手当認定事務について 市町村立小中学校教職員給与は手当も含め、市町村立学校教職員給与負担法に基づき、府が経費負担することとなっている。 また、扶養手当の認定に係る事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、市町村が処理することとされ、市町村教育委員会から小中学校等の校長に認定権限が委任されている。</p> <p>3 扶養手当受給資格に関する認定後の現況確認 扶養手当認定後、アルバイトなどにより一定の所得（収入限度額130万円）を得ることにより、受給要件に該当しなくなる場合があり、継続して扶養親族の要件に該当しているかの確認が必要である。これに関しては、教職員の申請に基づき、扶養手当の対象としない手続を行うこととなる。 学校総務サービス課では、扶養手当の認定事務を委任された市町村立の各小中学校長等に対して、例年研修会等で扶養の事実や所得の状況等について事後確認を実施するよう指導している。</p>	<p>であり、職員の扶養手当に関する規則第3条第4項を根拠としている。 具体的には「扶養手当受給資格人確認調査票」を対象者に配布し、扶養親族の就労状況を記載させ、あわせて所得証明書の提出を義務付けている。また、就学の状況を確認するため、在学証明書あるいは学生証の写しなどの提出も義務付けており、現況調査を通じて誤った支給事務がなされるリスクを回避できるよう、確認ができています。</p> <p>◎ 府立学校教職員における扶養手当認定後の現況確認方法 府立学校の教職員の扶養手当の現況調査は平成21年度より、2年に1度一斉に支給対象者全員に対して現況確認を行っている。具体的には、教育庁から各府立学校の学校長に対して、扶養手当の認定状況確認調査の実施について依頼し、「扶養手当認定状況確認調査票」を配布し、府職員と同様の手続を実施している。</p>	
<p><b>措置の内容</b></p>		
<p>監査の結果を踏まえ、平成28年11月30日付け教学総第2071号により、各市町村教育委員会を通じて、各小中学校へ、扶養手当の現況確認を2年に1回以上、実施するように通知した。今後は、この通知内容に基づき、扶養手当受給資格の確認調査の実施を指導していく。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）

大阪進路支援ネットワークへの負担金支出について

対象受検機関：教育庁私学課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 大阪進路支援ネットワーク（以下「進路ネットワーク」という。）について</p> <p>(1) 設置目的 大阪の子どもたちが、「英数国理社だけではない多様な進路」の中から将来やりたい仕事や夢を見つけることができるよう、「複線型の教育ルート」の実現を目指し、構成団体がそれぞれのノウハウや事業を活かして、職業教育の振興に資する取組を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <p>(2) 活動内容 設置目的達成のため、事業計画を定め、高等学校及び専修学校の生徒に対して、構成団体による職業教育の機会を提供することにより、進路選択や就職活動の支援を行う。</p> <p>(3) 組織構成 ア 社団法人大阪府専修学校各種学校連合会 イ 大阪商工会議所人材開発部 ウ 大阪私立中学校高等学校連合会 エ 大阪府府民文化部私学・大学課（現 教育庁私学課） オ 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 カ 大阪府教育委員会事務局教育振興室高等学校課（現 教育庁教育振興室高等学校課）</p> <p>2 大阪府からの負担金支出 進路ネットワークの事務経費相当分として、毎年度、負担金を支出。</p> <table border="1" data-bbox="421 1222 908 1377"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>309,000円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>309,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>205,585円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	負担金額	平成25年度	309,000円	平成26年度	309,000円	平成27年度	205,585円	<p>大阪府からの負担金支出は、進路ネットワークの事務経費相当分とされているが、負担金を支出する根拠となる要綱がなく、経費支出の伺い定めでも支出の根拠等が明確になっていない。</p>	<p>大阪府の負担金支出に対する府民への説明責任を果たすためにも、大阪府の負担すべき趣旨・内容等を明文化されたい。</p>
年度	負担金額									
平成25年度	309,000円									
平成26年度	309,000円									
平成27年度	205,585円									
措置の内容										
<p>平成28年7月14日開催の「平成28年度第1回大阪進路支援ネットワーク会議」において、大阪府が負担金を支出すべき趣旨・内容等を進路支援ネットワーク設置要綱に明文化する旨の改正案を提案し了承された。この結果を受け、同日付けで進路支援ネットワーク設置要綱を改正した。</p>										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 市町村教育室 小中学校課 地域教育振興課</p>	<p>小中学校課及び地域教育振興課では、京都市の先進的な実践事例を視察するため、京都市内のA小学校を訪問しているが、その際の資料代に関する見積書・請求書・支払先（口座名義人）は、別のB団体名となっている。</p> <p>A小学校からは、資料代の振込み口座をB団体とする旨の口座振込申出書を受領しているが、見積・請求に関する委任状を受理し確認することなく、各課2,000円ずつB団体名義の口座に振り込んでいる。</p>	<p>債権者以外の者から見積り・請求があった場合、委任状で権限を確認する必要がある。今後は、契約・支出事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令第232条の5】 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第3節 支出命令 3 支出命令（支出命令審査）の留意点 7 正当債権者のための支出ですか (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。 ・ 請求書の住所及び氏名（印）と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名（印）と照合、確認します。</p> <p>【支出事務のポイント 一会計局一】 見積書 ③ 見積者 ・ 正当な代表機関が行った見積りですか。 ・ 委任を受けた者からの見積りの場合、委任状で権限を有することを確認してください。</p> <p>支出命令伺 ① 受領者（債権者） ・ 請求書、契約書に記載の正当な債権者と一致していますか。 ・ 正当な債権者から委任を受けた者となっていますか。（委任状で確認）</p> <p>請求書 ② 請求者 ・ 正当な債権者からの請求ですか。 ・ 債権者の表示[住所、氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者の氏名）]は、契約書、請書と一致していますか。 ・ 委任を受けた者からの請求の場合、委任状で権限を有することを確認してください。</p>	<p>監査結果を踏まえ、小中学校課及び地域教育振興課において、今後の事務における注意事項を課内会議及びメールにより課員へ周知し、注意喚起を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
刀根山高等学校	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="465 617 1561 798"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>委託金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にがり散布業務</td> <td>562,896円</td> <td>平成27年12月4日</td> <td>平成27年12月21日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日	にがり散布業務	562,896円	平成27年12月4日	平成27年12月21日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】</b>                      (定をしなかった場合)                      第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。                      (以下略)</p> </div>	<p>本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、支出事務のルール及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の趣旨、内容等について、周知徹底を図った。(平成28年8月25日)</p> <p>今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、事務室内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。</p>
契約内容	委託金額	請求年月日	支払年月日								
にがり散布業務	562,896円	平成27年12月4日	平成27年12月21日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																																																																
刀根山高等学校	<p>職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって物品を購入した ものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付しているものがあつた。</p> <p>(事後決裁されていた小口支払基金支出伺書)</p> <table border="1" data-bbox="454 548 1596 1644"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 548 706 653">※ 注) 支出伺年月日</th> <th data-bbox="706 548 1299 653">使 途</th> <th data-bbox="1299 548 1457 653">使用金額</th> <th data-bbox="1457 548 1596 653">使 用 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27. 7. 18</td> <td>情報関連機器購入 (変換アダプタ ほか)</td> <td>5,650円</td> <td>27. 7. 18</td> </tr> <tr> <td>27. 9. 7</td> <td>情報関連機器購入 (ディスプレイ切替機 ほか)</td> <td>4,461円</td> <td>27. 9. 7</td> </tr> <tr> <td>27. 10. 22</td> <td>オープンスクール講座材料購入 (かがみ)</td> <td>2,484円</td> <td>27. 10. 22</td> </tr> <tr> <td>27. 10. 23</td> <td>電子ホイッスル用乾電池購入</td> <td>2,052円</td> <td>27. 10. 23</td> </tr> <tr> <td>27. 11. 5</td> <td>音楽授業用消耗品購入 (プラスチックコップ)</td> <td>864円</td> <td>27. 11. 5</td> </tr> <tr> <td>27. 11. 13</td> <td>音楽授業用消耗品購入 (アクリル絵の具 ほか)</td> <td>756円</td> <td>27. 11. 13</td> </tr> <tr> <td>27. 12. 22</td> <td>家庭科用物品購入 (カスアゲ ほか)</td> <td>4,335円</td> <td>27. 12. 22</td> </tr> <tr> <td>27. 12. 28</td> <td>パソコン付属用品購入 (ディスプレイケーブル)</td> <td>3,034円</td> <td>27. 12. 28</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 19</td> <td>物理教科用消耗品購入 (シリコンスプレー ほか)</td> <td>2,349円</td> <td>28. 2. 19</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 23</td> <td>校長マネジメント関係用品購入 (USBケーブル ほか)</td> <td>5,965円</td> <td>28. 2. 23</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 23</td> <td>パソコン関係用品購入 (LANケーブル)</td> <td>324円</td> <td>28. 2. 23</td> </tr> <tr> <td>28. 2. 24</td> <td>英語教科用物品購入 (愛と悲しみの旅路DVD ほか7点)</td> <td>8,640円</td> <td>28. 2. 24</td> </tr> <tr> <td>28. 3. 7</td> <td>パソコン関係用品購入 (LAN用ハブ ほか)</td> <td>7,678円</td> <td>28. 3. 7</td> </tr> <tr> <td>28. 3. 8</td> <td>施設整備関連用品購入 (メラミンスポンジ ほか)</td> <td>1,792円</td> <td>28. 3. 8</td> </tr> <tr> <td>28. 3. 25</td> <td>情報関連機器購入 (USBケーブル)</td> <td>540円</td> <td>28. 3. 25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 注) 「支出伺年月日」は使用日と同日が記載されていたが、実際は自己資金によって物品を購入した職員から資金交付の請求を受けて、事後に作成していたものである。</p>	※ 注) 支出伺年月日	使 途	使用金額	使 用 日	27. 7. 18	情報関連機器購入 (変換アダプタ ほか)	5,650円	27. 7. 18	27. 9. 7	情報関連機器購入 (ディスプレイ切替機 ほか)	4,461円	27. 9. 7	27. 10. 22	オープンスクール講座材料購入 (かがみ)	2,484円	27. 10. 22	27. 10. 23	電子ホイッスル用乾電池購入	2,052円	27. 10. 23	27. 11. 5	音楽授業用消耗品購入 (プラスチックコップ)	864円	27. 11. 5	27. 11. 13	音楽授業用消耗品購入 (アクリル絵の具 ほか)	756円	27. 11. 13	27. 12. 22	家庭科用物品購入 (カスアゲ ほか)	4,335円	27. 12. 22	27. 12. 28	パソコン付属用品購入 (ディスプレイケーブル)	3,034円	27. 12. 28	28. 2. 19	物理教科用消耗品購入 (シリコンスプレー ほか)	2,349円	28. 2. 19	28. 2. 23	校長マネジメント関係用品購入 (USBケーブル ほか)	5,965円	28. 2. 23	28. 2. 23	パソコン関係用品購入 (LANケーブル)	324円	28. 2. 23	28. 2. 24	英語教科用物品購入 (愛と悲しみの旅路DVD ほか7点)	8,640円	28. 2. 24	28. 3. 7	パソコン関係用品購入 (LAN用ハブ ほか)	7,678円	28. 3. 7	28. 3. 8	施設整備関連用品購入 (メラミンスポンジ ほか)	1,792円	28. 3. 8	28. 3. 25	情報関連機器購入 (USBケーブル)	540円	28. 3. 25	<p>小口支払基金の事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則】</b> (経費の支払) 第7条 資金前渡職員が経費の支払をするときは、当該経費が第3条の経費に該当するかどうか、当該支払が当該府の機関に係る予算の範囲内であり、かつ、歳出予算から基金への繰入れが可能であるかどうか等を調査し、適当であると認めるときは、領収書その他の書類を徴して支払をするともに現金出納簿明細入力(様式第1号)及び現金出納簿(様式第2号)に記載しなければならない。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則の運用】</b> 第7条関係 1 規則第7条による調査をするときは、小口支払基金支出伺(様式第1号の1)により、行政文書管理システムによるものとする。ただし、行政文書管理システムによることができない場合は、小口支払基金伺(様式第1号の2)によるものとする。</p> <p><b>【会計事務の手引】</b> 第4章 支出 第4節 支出の方法 2 資金前渡 (7) 小口の経費の執行に係る資金前渡(小口支払基金の運用) (注) ・ 職員が小口支払基金支出伺の決裁を得ることなく、自己資金によって購入(立替払)をしたものについて、事後決裁により当該職員に資金を交付するようなことは決して行わないでください。このような資金交付を請求されても、資金前渡職員は断固として拒否してください。</p>	<p>当該監査後に、小口支払基金を使用する場合には、必ず事前に事務室に相談し、決裁を受けるよう、職員会議において、全教職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、小口支払基金支出事務のルール及び趣旨、内容等について、周知徹底を図った。(平成28年8月25日)</p> <p>今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、所属内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。</p>
※ 注) 支出伺年月日	使 途	使用金額	使 用 日																																																																
27. 7. 18	情報関連機器購入 (変換アダプタ ほか)	5,650円	27. 7. 18																																																																
27. 9. 7	情報関連機器購入 (ディスプレイ切替機 ほか)	4,461円	27. 9. 7																																																																
27. 10. 22	オープンスクール講座材料購入 (かがみ)	2,484円	27. 10. 22																																																																
27. 10. 23	電子ホイッスル用乾電池購入	2,052円	27. 10. 23																																																																
27. 11. 5	音楽授業用消耗品購入 (プラスチックコップ)	864円	27. 11. 5																																																																
27. 11. 13	音楽授業用消耗品購入 (アクリル絵の具 ほか)	756円	27. 11. 13																																																																
27. 12. 22	家庭科用物品購入 (カスアゲ ほか)	4,335円	27. 12. 22																																																																
27. 12. 28	パソコン付属用品購入 (ディスプレイケーブル)	3,034円	27. 12. 28																																																																
28. 2. 19	物理教科用消耗品購入 (シリコンスプレー ほか)	2,349円	28. 2. 19																																																																
28. 2. 23	校長マネジメント関係用品購入 (USBケーブル ほか)	5,965円	28. 2. 23																																																																
28. 2. 23	パソコン関係用品購入 (LANケーブル)	324円	28. 2. 23																																																																
28. 2. 24	英語教科用物品購入 (愛と悲しみの旅路DVD ほか7点)	8,640円	28. 2. 24																																																																
28. 3. 7	パソコン関係用品購入 (LAN用ハブ ほか)	7,678円	28. 3. 7																																																																
28. 3. 8	施設整備関連用品購入 (メラミンスポンジ ほか)	1,792円	28. 3. 8																																																																
28. 3. 25	情報関連機器購入 (USBケーブル)	540円	28. 3. 25																																																																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年5月23日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
刀根山高等学校	<p>小口支払基金の使用について、当初の予定金額を超えているにもかかわらず、その上回る金額（不足することとなる金額）についての小口支払基金支出伺を作成・決裁を得ずに支出しているものがあった。</p> <p>(不足金額の内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 使 途</td> <td>鍵修理</td> </tr> <tr> <td>2 当初予定額</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>3 変更後の予定額</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 不足額</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>不足額6,000円について、追加の支出伺を作成し決裁を得ていなかった。</p>	1 使 途	鍵修理	2 当初予定額	9,000円	3 変更後の予定額	15,000円	4 不足額	6,000円	<p>小口支払基金の事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>-----</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則】</b> (経費の支払)</p> <p>第7条 資金前渡職員が経費の支払をするときは、当該経費が第3条の経費に該当するかどうか、当該支払が当該府の機関に係る予算の範囲内であり、かつ、歳出予算から基金への繰入れが可能であるかどうか等を調査し、適当であると認めるときは、領収書その他の書類を徴して支払をするとともに現金出納簿明細入力（様式第1号）及び現金出納簿（様式第2号）に記載しなければならない。</p> <p><b>【小口支払基金の管理に関する規則の運用】</b> 第7条関係</p> <p>1 規則第7条による調査をするときは、小口支払基金支出伺（様式第1号の1）により、行政文書管理システムによるものとする。ただし、行政文書管理システムによることができない場合は、小口支払基金伺（様式第1号の2）によるものとする。</p> <p><b>【会計事務ポータルサイト FAQ】</b> 制度編 3 決裁</p> <p>Q7 事前に小口支払基金支出伺により執行承認を得ていたものの、予期せぬ事情により、「予定金額」を上回る場合、どのように処理すればよいでしょうか。</p> <p>A7 電話等で連絡し、資金前渡職員等の口頭承認を得て、支払をすることができます。その場合、上回る金額についての小口支払基金支出伺を作成する必要があります。 (以下略)</p>	<p>本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、小口支払基金支出事務のルール及び趣旨、内容等について、周知徹底を図った。（平成28年8月25日）</p> <p>今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、所属内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。</p>
1 使 途	鍵修理										
2 当初予定額	9,000円										
3 変更後の予定額	15,000円										
4 不足額	6,000円										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

収入事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>証紙により手数料の納付を受けたときは、当該手数料の額と証紙金額が一致しているか確認し、証紙と申請書等にかけて消印を押印することとなっているにもかかわらず、71件の銃砲刀剣類の登録申請書等については、消印が押印されていないものや、消印は押印されているものの証紙と登録申請書等にかけての消印が押印されていないものであった。</p>	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、証紙による収納事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【証紙徴収条例施行規則】 (証紙の消印) 第15条 第12条の規定による申請書等を受理したときは、歳入徴収者は、証紙を審査し、当該証紙と申請書等にかけて消印(様式第6号)を押印しなければならない。</p>	<p>消印が押印されていないものについては消印を押印し、消印が押印されているものの証紙と申請書等にかけて押印されていないものについては消印の押し直しを行い、71件全てについて適切な押印となるように処理した。</p> <p>また、文書保存期間である過去5年間の銃砲刀剣類の登録申請書等を点検し、消印の押印漏れや証紙と登録申請書等にかけて押印されていないものがないことを確認した。</p> <p>さらに、証紙収入事務における消印の押印について当該事務担当者に周知徹底した。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月16日から同年7月14日まで)

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
東住吉高等学校	<p>自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで10.2kmで認定されていたが、キルビメーター（※）を使用して確認していなかった。キルビメーターで再確認したところ10km未満（9.8km）であり、この結果、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 564 1374 722"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月から 平成28年9月まで</td> <td>291,000円</td> <td>175,200円</td> <td>115,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）キルビメーター：図形上の曲線の長さを図る道具。主に地図上の道路、鉄道などの距離を測るのに用いる。</p> <p>（参考） 【通勤認定の取扱いについて（通知）】 （平成27年3月19日 教委職企第2054号） 「通勤認定の取扱い・事後の確認（見直しの概要）」 （抜粋） ※国土交通省国土地理院発行の地図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）等を用い、キルビメーターを使用して行う。なお、距離の測定にあたっては、世間で広く認められている電子地図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）を活用することができる。（インターネット上で提供されている地図ソフトを含む） ※なお、距離の測定結果が例えば1kmや2kmなどの場合は、キルビメーターや実測といった方法を用いて、支給要件の判定における正確性を担保してください。</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月から 平成28年9月まで	291,000円	175,200円	115,800円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略） 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。（以下略） ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円 【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>本認定について、自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署までキルビメーターを使用して、地図の経路を再度確認し9.8kmであるので、平成28年6月から認定を変更した。 今後、通勤手当の認定事務については、申請者から提出される通勤経路の確認においては、関係規則等に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月から 平成28年9月まで	291,000円	175,200円	115,800円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
長野高等学校	<p>通勤経路において、バスを乗り継ぎする場合の運賃50円引きとなる割引制度を考慮せず通勤手当額を算出していたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="460 562 1350 850"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月から 平成28年9月まで</td> <td>226,764円</td> <td>205,866円</td> <td>20,898円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年4月から 平成28年9月まで	226,764円	205,866円	20,898円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>当該職員について、正しい運賃により通勤手当の認定を改めて行った。  また、過払いとなっていた通勤手当は、過年度分は平成28年6月に、現年度分は平成28年7月に戻入した。  今後、担当者及び決裁者で申請内容を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年4月から 平成28年9月まで	226,764円	205,866円	20,898円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月31日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
福泉高等学校	<p>自家用自動車による通勤認定については、教育庁通知により掲げられた要件に合致し、真にやむを得ないと判断した場合に限り認定できる旨が規定されている。</p> <p>同校では、教職員のうち31名について「生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例」に該当するとして自家用自動車による通勤認定を行った。しかし、その後、認定時の事由を常に確認すべきところ、当該確認が行われることなく31名が自家用自動車による通勤を継続していた。</p>	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>  第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略）</p> <p><b>【自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いの改正について（通知）】</b>  （平成27年3月19日付け教委職企第2004号）  「自動車通勤認定及び特別な事情による臨時的な通勤許可について」</p> <p>1) 自動車通勤認定  自家用自動車等による通勤認定については、駐車場を確保し、かつ、下記に掲げる要件に合致し、真にやむを得ないと判断した場合に限り、認定することができる。なお、自家用自動車の使用による通勤認定が行われた場合であっても、認定時の事由について常に確認するものとし、認定事由が消滅した場合には、速やかに公共交通機関による通勤認定届出をさせるものとする。（中略）</p> <table border="1" data-bbox="923 947 2309 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="923 947 1210 993">区分</th> <th data-bbox="1210 947 1932 993">具体的内容</th> <th data-bbox="1932 947 2309 993">根拠法令等及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="923 993 1210 1713">(6) 生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例</td> <td data-bbox="1210 993 1932 1713"> <p>① 生徒指導上の問題事象が多発し、かつ公共交通機関の利便性を欠く学校において、生徒指導主事等主担者が、年間を通じて関係機関等との連絡調整等に自家用自動車の使用が必要な場合</p> <p>② 部活動指導業務に係わる業務で、校外の練習施設を使用することを常態とし、当該練習施設に赴くにあたって生徒に運動用具等を搬送させたとしても、なお自動車等で搬送すべき共用の運動用具等が存在する場合。なお、常態とは、年間活動日数の半分を超える場合とする。</p> <p>また、大規模改修工事等により、校外の練習施設を使用することを常態としなければならない場合は、その工事期間内において通勤認定を行うことができる。</p> <p>③ 常態的に早朝・夜間に、部活動指導、補習業務に従事する場合で、その始業前、又は終業後による通勤が、通勤不便に該当する場合又は通勤時間が大幅に短縮（約半分）される場合</p> </td> <td data-bbox="1932 993 2309 1713"> <p>※前年同月期の実績等を参考に判断するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	具体的内容	根拠法令等及び留意事項	(6) 生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例	<p>① 生徒指導上の問題事象が多発し、かつ公共交通機関の利便性を欠く学校において、生徒指導主事等主担者が、年間を通じて関係機関等との連絡調整等に自家用自動車の使用が必要な場合</p> <p>② 部活動指導業務に係わる業務で、校外の練習施設を使用することを常態とし、当該練習施設に赴くにあたって生徒に運動用具等を搬送させたとしても、なお自動車等で搬送すべき共用の運動用具等が存在する場合。なお、常態とは、年間活動日数の半分を超える場合とする。</p> <p>また、大規模改修工事等により、校外の練習施設を使用することを常態としなければならない場合は、その工事期間内において通勤認定を行うことができる。</p> <p>③ 常態的に早朝・夜間に、部活動指導、補習業務に従事する場合で、その始業前、又は終業後による通勤が、通勤不便に該当する場合又は通勤時間が大幅に短縮（約半分）される場合</p>	<p>※前年同月期の実績等を参考に判断するものとする。</p>	<p>指摘のあった自動車通勤認定の31名については次のとおり処理をした。</p> <p>20名については、公共交通機関及び交通用具での通勤方法とする旨の届出に基づき認定を改めた。</p> <p>6名については、家庭訪問や関係機関への出張を命じる頻度が高い生徒指導担当者に対し、自家用自動車等による通勤を認めた。</p> <p>3名については、育児保育要件に変更する必要がある、そのうち2名については届出に基づき認定を改めた。残り1名については育児休業中により手続ができないため、勤務復帰後、適正に変更手続を行う。</p> <p>残り2名については、退職した者2名である。</p> <p>今後とも、自家用自動車等の通勤認定については、条例等に基づく適切な事務処理に努める。</p>
区分	具体的内容	根拠法令等及び留意事項							
(6) 生徒指導上、自家用自動車による通勤が必要と考えられる事例	<p>① 生徒指導上の問題事象が多発し、かつ公共交通機関の利便性を欠く学校において、生徒指導主事等主担者が、年間を通じて関係機関等との連絡調整等に自家用自動車の使用が必要な場合</p> <p>② 部活動指導業務に係わる業務で、校外の練習施設を使用することを常態とし、当該練習施設に赴くにあたって生徒に運動用具等を搬送させたとしても、なお自動車等で搬送すべき共用の運動用具等が存在する場合。なお、常態とは、年間活動日数の半分を超える場合とする。</p> <p>また、大規模改修工事等により、校外の練習施設を使用することを常態としなければならない場合は、その工事期間内において通勤認定を行うことができる。</p> <p>③ 常態的に早朝・夜間に、部活動指導、補習業務に従事する場合で、その始業前、又は終業後による通勤が、通勤不便に該当する場合又は通勤時間が大幅に短縮（約半分）される場合</p>	<p>※前年同月期の実績等を参考に判断するものとする。</p>							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月27日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																										
刀根山高等学校	<p>職員が物品の購入等のため、購入先店舗等へ外出する際に、必要となる旅行命令手続等を行っていないものがあった。</p> <p>(旅行命令手続が行われていなかった主な内容)</p> <table border="1" data-bbox="465 600 1522 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出発地)</th> <th>(目的地)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市蛍池中町 ほか3件</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市蛍池中町 ほか5件</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市蛍池東町 ほか2件</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市蛍池中町</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市清風荘 ほか3件</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市蛍池東町 ほか1件</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>箕面市桜井 ほか2件</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>豊中市新千里東町 ほか1件</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>池田市天神 ほか6件</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>池田市栄町 ほか1件</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>伊丹市池尻 ほか5件</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>刀根山高等学校</td> <td>西宮市河原町 ほか3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">44件 (実人員14名)</td> </tr> </tbody> </table>		(出発地)	(目的地)	4月	刀根山高等学校	豊中市蛍池中町 ほか3件	5月	刀根山高等学校	豊中市蛍池中町 ほか5件	6月	刀根山高等学校	豊中市蛍池東町 ほか2件	7月	刀根山高等学校	豊中市蛍池中町	8月	刀根山高等学校	豊中市清風荘 ほか3件	9月	刀根山高等学校	豊中市蛍池東町 ほか1件	10月	刀根山高等学校	箕面市桜井 ほか2件	11月	刀根山高等学校	豊中市新千里東町 ほか1件	12月	刀根山高等学校	池田市天神 ほか6件	1月	刀根山高等学校	池田市栄町 ほか1件	2月	刀根山高等学校	伊丹市池尻 ほか5件	3月	刀根山高等学校	西宮市河原町 ほか3件	合計	44件 (実人員14名)		<p>旅行命令手続のルール等について、周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1576 562 2193 1276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の旅費に関する条例】</b> (旅行命令等) 第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p><b>【大阪府立高等学校等処務規程】</b> (出張) 第13条 校長は、公務のため職員を出張させようとするときは、前日までに所要の手続をしなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>当該監査後に、勤務公署を離れる場合には、必ず旅行命令手続等を行うよう、職員会議において、全教職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、定期的に旅行命令手続きのルール等について、全教職員に周知徹底を図るとともに、関係法令を遵守し、再発防止に努める。</p>
	(出発地)	(目的地)																																											
4月	刀根山高等学校	豊中市蛍池中町 ほか3件																																											
5月	刀根山高等学校	豊中市蛍池中町 ほか5件																																											
6月	刀根山高等学校	豊中市蛍池東町 ほか2件																																											
7月	刀根山高等学校	豊中市蛍池中町																																											
8月	刀根山高等学校	豊中市清風荘 ほか3件																																											
9月	刀根山高等学校	豊中市蛍池東町 ほか1件																																											
10月	刀根山高等学校	箕面市桜井 ほか2件																																											
11月	刀根山高等学校	豊中市新千里東町 ほか1件																																											
12月	刀根山高等学校	池田市天神 ほか6件																																											
1月	刀根山高等学校	池田市栄町 ほか1件																																											
2月	刀根山高等学校	伊丹市池尻 ほか5件																																											
3月	刀根山高等学校	西宮市河原町 ほか3件																																											
合計	44件 (実人員14名)																																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>過年度に無償譲渡した財産（工作物）について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="525 537 1409 806"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>財産名称 (工作物の名称)</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> <th>譲渡年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諸標</td> <td>看板</td> <td>1</td> <td>39,000円</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>諸標</td> <td>説明板</td> <td>1</td> <td>252,000円</td> <td>24. 7. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額	譲渡年月日	諸標	看板	1	39,000円	不明	諸標	説明板	1	252,000円	24. 7. 31	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、無償譲渡した資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>看板については、史跡継体天皇樟葉宮跡伝承地(私有地)に設置されたもので、現在は私有地の所有者が管理しているため、公有財産台帳から除却した。</p> <p>説明板については、史跡月峯寺跡に設置したもので、平成24年7月31日付けで能勢町へ無償譲渡したものであるため、公有財産台帳から除却した。</p>
種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額	譲渡年月日														
諸標	看板	1	39,000円	不明														
諸標	説明板	1	252,000円	24. 7. 31														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月16日から同年7月14日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
刀根山高等学校	<p>平成25年度に撤去した財産（工作物）について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="546 516 1593 701"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>用途</th> <th>財産名称 (工作物の名称)</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊戯設備</td> <td>その他 (遊戯設備)</td> <td>踏切板</td> <td>2</td> <td>32,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	用途	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額	遊戯設備	その他 (遊戯設備)	踏切板	2	32,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条</p> <p>(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。</p> <p>ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> <p>イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、財産活用課と調整し、公有財産台帳システムから除去処理を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種目	用途	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額									
遊戯設備	その他 (遊戯設備)	踏切板	2	32,000円									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
刀根山高等学校	<p>行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="534 562 1626 1087"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>108.61㎡</td> <td>学校食堂</td> <td>337,600円</td> <td>H28.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2.00㎡</td> <td>電柱支線</td> <td>3,400円</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7.00㎡</td> <td>電話本柱 他</td> <td>10,500円</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.00㎡</td> <td>看板(災害避難場所表示板)</td> <td>免除</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.09㎡</td> <td>標柱(道路反射鏡)</td> <td>免除</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31	土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31	土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31	土地	1.00㎡	看板(災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31	土地	0.09㎡	標柱(道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																													
建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31																													
土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31																													
土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31																													
土地	1.00㎡	看板(災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31																													
土地	0.09㎡	標柱(道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31																													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
長野高等学校	<p>1 公有財産台帳に登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="531 520 1163 667"> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>渡り廊下</td> </tr> </table> <p>※屋根のみの渡り廊下</p> <p>2 行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="436 894 1380 1325"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>12.50㎡</td> <td>売店</td> <td>16,200円</td> <td>H28.4.1～ H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2台</td> <td>自動販売機</td> <td>34,600円</td> <td>H28.4.1～ H33.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	工作物	建物	渡り廊下	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	12.50㎡	売店	16,200円	H28.4.1～ H33.3.31	土地	2台	自動販売機	34,600円	H28.4.1～ H33.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録し、又は登録内容を修正するとともに、今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>  第3章 公有財産の管理事務  第2節 公有財産台帳の整備  第2 台帳整備  1 台帳への登録  (2) 建物等の定義  ① 建物  建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。）  周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。  ② 工作物  工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。  土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (使用許可又は貸付状況)  第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p>	<p>公有財産台帳に誤って建物として登録されている部分を修正し、新たに工作物として登録した。（平成28年9月26日付け）</p> <p>行政財産使用許可について公有財産台帳に登録した。（平成28年9月26日付け）</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適切に事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称																								
正	誤																									
工作物	建物	渡り廊下																								
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																						
建物	12.50㎡	売店	16,200円	H28.4.1～ H33.3.31																						
土地	2台	自動販売機	34,600円	H28.4.1～ H33.3.31																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月31日）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																			
刀根山高等学校	<p>行政財産の使用許可を下記のとおり行っているが、その許可に係る行政財産の使用状況について、実地調査チェックリストを作成していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 520 1629 1125"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>108.61㎡</td> <td>学校食堂</td> <td>337,600円</td> <td>H28.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2.00㎡</td> <td>電柱支線</td> <td>3,400円</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7.00㎡</td> <td>電話本柱 他</td> <td>10,500円</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.00㎡</td> <td>看板 (災害避難場所表示板)</td> <td>免除</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.09㎡</td> <td>標柱(道路反射鏡)</td> <td>免除</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.2002㎡</td> <td>公営ポスター掲示場設置</td> <td>免除</td> <td>H27.10.26～H27.11.30</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31	土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31	土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31	土地	1.00㎡	看板 (災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31	土地	0.09㎡	標柱(道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31	土地	0.2002㎡	公営ポスター掲示場設置	免除	H27.10.26～H27.11.30	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b> 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第8 使用許可の留意点 3 使用状況の監督 規則 §31に基づき毎年1回、使用許可にかかる行政財産の使用については、実地調査チェックリストによりその状況を確認するとともに、許可条件に反したり、府の事務執行に支障を及ぼさないよう監督し、そのような事実が発生したときは、速やかに、その是正措置を講じること。</p> </div>	<p>今回の是正を受け、実地調査チェックリストを作成し、行政財産の使用許可をしている行政財産の使用状況を徹底調査した。                      今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																		
建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31																																		
土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31																																		
土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31																																		
土地	1.00㎡	看板 (災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31																																		
土地	0.09㎡	標柱(道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31																																		
土地	0.2002㎡	公営ポスター掲示場設置	免除	H27.10.26～H27.11.30																																		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年5月23日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
東住吉高等学校	<p>校舎南側のコンクリート壁外側沿いの学校敷地内において、約30mにわたりブロックなどが設置され、近隣住民による花壇として利用されていた。</p> <p>行政財産が他者に利用されているにもかかわらず、占拠の防止及び解消に必要な措置を講じていない。</p> <p>(占拠箇所)  場所：校舎南側  幅：約0.4m(外壁の外側から側溝まで)  長さ：約30m(うち10m程度は、コンクリートによりブロックが固定されている。)</p>	<p>速やかに他者による行政財産の占拠状態を解消するとともに、今後は適正な財産管理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b>  (管理の原則)  第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> </div>	<p>校舎南側のコンクリート壁外側沿いの学校敷地内の花壇について、近隣住民に対し、学校敷地であることを説明し、住民が設置した部分については、撤去させた。</p> <p>その上で今後は、学校緑地として良好な状態で管理することとし、平成28年12月以降は学校周囲清掃作業委託のなかで学校外側の境界より内部分についても落ち葉の収集や除草などを実施することとした。</p> <p>今後は、学校緑地として有効に活用し、大阪府公有財産規則に基づき、適正な財産管理に努める。</p>

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月24日)

行政財産使用許可の不備

対象受検機関名	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
福泉高等学校	<p>行政財産について使用許可を行わず、その一部を軽食販売のために使用させているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 541 1685 730"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>使用目的</th> <th>使用期間</th> <th>使用面積</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂</td> <td>軽食の販売</td> <td>平成28年5月9日から 平成28年6月3日まで (土・日は除く)</td> <td>3 m<sup>2</sup></td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table>					使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料	食堂	軽食の販売	平成28年5月9日から 平成28年6月3日まで (土・日は除く)	3 m <sup>2</sup>	320円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、行政財産使用許可の事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】                  第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。                  一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。                  第26条 行政財産使用料条例(昭和39年大阪府条例第6号。以下「使用料条例」という。)                  第3条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間1年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。                  3 使用期間が1年に満たない場合又は使用期間に1年未満の端数がある場合の使用料の額の基準は、第1項の規定による額を日割りによって計算した額とする。                  第27条 前条の規定により難い場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。</p> <p>特定事項第6 (公有財産規則第27条及び第34条の規定による使用料及び貸付料の額の特例)                  6 高等学校、高等専門学校及び高等職業技術専門学校の一部を食堂及び売店として使用させる場合並びに警察施設の一部を食堂、理髪室、売店及び喫茶室として使用させる場合の使用料の額の基準</p>	<p>監査結果を踏まえ、使用者から使用料相当の額を徴収し収入した。                  今後とも大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
使用場所	使用目的	使用期間	使用面積	使用料													
食堂	軽食の販売	平成28年5月9日から 平成28年6月3日まで (土・日は除く)	3 m <sup>2</sup>	320円													

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年5月27日)

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>刀根山高等学校</p>	<p>計量法では電気等の使用量を計量する計量器（子メーター）について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。                  行政財産の目的外使用許可を行った食堂の営業に伴うガス料金について、計量器（子メーター）により使用量を計量し、使用者（食堂業者）から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を使用していた。</p> <p>計量器（子メーター）確認日 平成28年5月23日</p> <table border="1" data-bbox="543 659 1338 806"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス子メーター 1台</td> <td>平成28年2月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガス子メーター 1台	平成28年2月	<p>検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取り換えるなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b>                      （使用の制限）                      第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。                      三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>平成28年6月30日に検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取り換えた。                  今後は、定期的に検定証印等の有効期間の確認を行うとともに、関係法令を遵守し、再発防止に努める。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガス子メーター 1台	平成28年2月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
福泉高等学校	<p>計量法では電気等の使用量を計量する計量器（子メーター）について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可を行った食堂の営業に伴うガス料金について、計量器（子メーター）により使用量を計量し、使用者（食堂業者）から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を使用していた。</p> <p>計量器（子メーター）確認日 平成28年5月27日</p> <table border="1" data-bbox="647 661 1442 806"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 661 1071 730">計量器の種類</th> <th data-bbox="1071 661 1442 730">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 730 1071 806">ガス子メーター 1台</td> <td data-bbox="1071 730 1442 806">平成27年7月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガス子メーター 1台	平成27年7月	<p>検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取り換えるなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <p><b>【計量法】</b> （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>平成28年7月5日にガスメーターを交換した。</p> <p>今後とも関係法令に基づき適切な対応に努める。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガス子メーター 1台	平成27年7月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月27日）